

能登半島地震被災事業者向け支援制度の公募開始等について

令和6年能登半島地震により被災した事業者に対する下記の支援制度について、
2月28日（水）より公募開始・運用等することとしたので、お知らせいたします。

1. なりわい再建支援補助金
2. 石川県中小企業者持続化補助金
3. 石川県伝統工芸事業者再建支援事業費補助金
4. 商店街災害復旧事業費補助金
5. 令和6年能登半島地震災害対策特別融資

1. なりわい再建支援補助金

被災事業者の事業再建に向けた取り組みを支援する「なりわい再建支援補助金」制度を新たに創設し、公募を開始。

申請受付期間：令和6年2月28日（水）～3月13日（水）

対象者：令和6年能登半島地震の被害を受けた石川県内に事業所を有する
中小企業・小規模事業者等

対象経費：工場・店舗などの施設、生産機械などの設備の復旧費用等

補助額：上限15億円（補助率3/4） ※中堅企業等は補助率1/2

問い合わせ先：石川県なりわい再建支援補助金事務局

0570-076-225

石川県商工労働部経営支援課 経営支援グループ

076-225-1525

2. 石川県中小企業者持続化補助金

令和6年能登半島地震の影響を受けた事業者の事業再建に向けた取り組みを支援する「石川県中小企業者持続化補助金」制度を新たに創設し、公募を開始。

申請受付期間：令和6年2月28日（水）～4月15日（月）

対象者：令和6年能登半島地震の影響を受けた県内全域の中小企業

対象経費：販路開拓や商品開発等の前向きな取組に係る経費

補助額：直接被害上限200万円、間接被害上限100万円、（補助率1/2）

問い合わせ先：石川県産業創出支援機構成長プロジェクト推進部新商品・サービス開発支援課

076-267-5551

石川県商工労働部経営支援課 経営支援グループ

076-225-1525

3. 石川県伝統工芸事業者再建支援事業費補助金

石川県指定伝統的工芸品・稀少伝統的工芸品製造に必要となる経費を支援する「石川県伝統工芸事業者再建支援事業費補助金」制度を新たに創設し、公募を開始。

申請受付期間：令和6年2月28日（水）～3月13日（水）

対象者：令和6年能登半島地震により被災し、生産設備等に被害を受けた

- ① 石川県指定伝統的工芸品・稀少伝統的工芸品を製造する製造事業者
- ② 石川県指定伝統的工芸品・稀少伝統的工芸品を製造する製造事業者等のグループ及び製造協同組合等

対象経費：石川県指定伝統的工芸品・稀少伝統的工芸品の製造を再開するための

- (1) 設備・機器（窯・ろくろ・道具等）などの購入費及び修繕費
- (2) 原材料の購入費及び型等の試作・製作費

補助額：上限1,000万円（補助率3/4）

問い合わせ先：石川県商工労働部経営支援課 伝統産業振興室

076-225-1526

4. 商店街災害復旧事業補助金

商店街のアーケードや共同施設の復旧にかかる取り組みを支援する「商店街災害復旧事業補助金」制度を新たに創設し、公募を開始。

申請受付期間：令和6年2月28日（水）～5月10日（金）

対象者：商店街等組織（※）

（※）商店街等を構成する、商店街振興組合、事業協同組合、任意団体等

対象経費：令和6年能登半島地震により被災した商店街のアーケードの撤去・

改修、共同施設の改修・建て替え、街路灯等の設備の改修等。

補助率：3/4（上限なし）

※締切によって事業開始時期が異なります。詳細は、県ホームページ上に掲載する

「交付申請要領」をご確認ください。

※5月10日以降については、詳細決まり次第交付申請受付を行う予定です。

問い合わせ先：石川県商工労働部経営支援課 企画管理・商業グループ

076-225-1521

5. 令和6年能登半島地震災害対策特別融資

被災事業者を対象に、当初5年間無利子かつ信用保証料を免除する融資制度を新たに創設し、取扱いを開始。

融資要件：①セーフティネット保証4号（地震の影響で売上▲20%）又は

②災害関係保証（罹災証明）かつ施設・設備復旧の補助金交付決定等

※新規融資に限る

資金使途：設備資金・運転資金

限度額：1億円

融資期間：10年以内（うち据置期間5年以内）

利率：1.0%（当初5年間無利子）

保証料：免除

問い合わせ先：お取引先金融機関

石川県信用保証協会 076-222-1550

石川県商工労働部経営支援課金融グループ 076-225-1522